

# 平成 17 年度高松市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 および高松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年高松市条例 7 号）第 6 条の規定に基づき，平成 17 年度の高松市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 18 年 9 月 29 日

高松市長 増 田 昌 三

## 1 任免および職員数

### 1 職員の任免

#### (1) 職員の任免状況

（単位：人，平成 17 年度）

区 分	採 用	退 職			
		定 年	勸 奨	自己都合 そ の 他	
一 般 行 政 職	事務	8	17	8	19
	福祉				
	司書				
	学芸員				
	文化財専門員				
	土木		2	2	
	農業土木			2	1
	建築		3	1	
	機械				
	電気		1		1
	化学		1		1
	農業				
	水産				
	園芸				
造園					
保育士	4	2	5	15	

医師	9	1	1	11
歯科医師			1	
薬剤師	1	1	1	
栄養士	1			
診療放射線技師				
臨床検査技師				2
臨床工学技士				
理学療法士				
視能訓練士				
作業療法士				
言語聴覚士				
歯科衛生士				
あん摩マッサージ指圧師				
臨床心理士				
獣医師	1			1
保健師				
助産師				2
看護師	1		2	12
消防職員	11	5	2	
技能職員	1	9	9	8
計	36	42	34	73

このほか、市町合併により、1,001人の町および一部事務組合の職員を受け入れている。

(2) 採用試験の実施状況

(平成17年度)

種類	区分	内容	職種等
採用試験	大学卒 短大卒 高校卒	<第1次試験> 筆記試験 <第2次試験> 身体検査、個別面接、 グループ討議	事務、消防、薬剤師、保育士、獣医師、臨床検査技師、作業療法士、助産師、看護師、技能職員
選考	大学卒		医師

## 2 職員数

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人，各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 16 年	平成 17 年		
一般行政	議 会	18	18	0	【増要因】
	総務企画	326 (1)	322 (2)	4	地域コミュニティの推進 1人
	税 務	111 (1)	108 (1)	3	子育て支援等 1人
	民 生	464	453	11	【減要因】
	衛 生	286	282	4	事務の効率化 28人
	労 働	4	4	0	再任用・嘱託化 3人
	農林水産	57	50 (2)	7	事務・事業の縮小 16人
	商 工	27	25	2	
	土 木	220	210	10	
	小 計	1,513 (2)	1,472 (5)	41	
特別行政	教 育	515 (1)	499 (1)	16	【減要因】
	消 防	406	402	4	学校職員の配置変更 15人
	小 計	921 (1)	901 (1)	20	
公営企業等会計	病 院	397 (3)	388 (3)	9	【減要因】
	水 道	175	171	4	看護師の配置変更 9人
	下 水 道	102	94	8	事務の外部委託化 8人
	そ の 他	109	104 (1)	5	
	小 計	783 (3)	757 (4)	26	
合 計		3,217 (6)	3,130 (10)	87	
高松広域派遣職員		70	67	3	
県派遣受入職員		6	4	2	
総 合 計		3,293 (6)	3,201 (10)	88	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり，地方公務員の身分を保有する休職者，派遣職員などを含み，臨時または非常勤職員を除いている。

2 ( )内は，再任用短時間勤務職員であり，外書きである。

(2) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

定員適正化目標

計画期間内（平成15～19年度）に市長部門などの職員数を170人減員する。

定員適正化手法の概要

事務処理体制の見直しなどによる事務の効率化，外部委託化，嘱託職員などの配置，組織機構の統廃合，情報化の推進，事務・事業の縮小・廃止などを積極的に進め，計画の実現に向けて取り組む。

定員適正化計画の年次別進捗状況

（単位：人）

区 分	H14年度 （計画前年）		H15年度 （1年目）		H16年度 （2年目）		H17年度 （3年目）		H15年度～ H17年度 増減の計	（参考）数値目標	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減		職員数	増減
市長部門 など	2,790	-	2,763	27	2,709	54	2,625	84	165	2,620	170
消防局	404	-	405	1	406	1	402	4	2	431	27
水道局	176	-	177	1	175	2	171	4	5	171	5
計	3,370	-	3,345	25	3,290	55	3,198	92	172	3,222	148

## 2 給与

1 人件費の状況（普通会計決算）

（平成16年度）

住民基本台帳人口 H17.3.31 現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	15年度の 人件費
33万5,259人	1,140億 1,481万2千円	26億 4,166万円	246億 417万6千円	21.6%	247億 1,140万9千円

（注）1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から，翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬，各種委員報酬，特別職給与，共済費等を含む。

## 2 職員給与費の状況（普通会計予算）

（平成 17 年度）

職員数 A	給与費				1人当り給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
2,381 人	99 億	16 億	41 億	158 億	663 万 8 千円
(6 人)	5,384 万 7 千円	9,746 万 8 千円	9,265 万 2 千円	4,396 万 7 千円	

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

## 3 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

一般行政職			技能職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
34 万 8,585 円	40 万 6,077 円	42 歳 8 月	33 万 9,928 円	38 万 3,128 円	44 歳 9 月

## 4 職員の初任給の状況

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分		高松市		国	
		初任給	採用 2 年経過日 給料額	初任給	採用 2 年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	16 万 7,286 円	18 万 712 円	17 万 700 円	18 万 4,400 円
	高校卒	13 万 6,024 円	14 万 5,530 円	13 万 8,800 円	14 万 8,500 円

（注）高松市の額は、いずれも給料の減額後の額である。

## 5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	27 万 5,700 円	32 万 6,146 円	37 万 7,798 円
	高校卒	21 万 8,614 円	27 万 7,129 円	32 万 8,671 円
技能職	高校卒	21 万 5,034 円	24 万 4,216 円	31 万 1,467 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
職員数	10人	69人	135人	220人	114人	270人	219人	243人	61人	25人	人	1,366人
	( )	( )	( )	(6人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(6人)
構成比	0.7%	5.1%	9.9%	16.1%	8.3%	19.8%	16.0%	17.8%	4.5%	1.8%	%	100%
	( )	( )	( )	(100%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(100%)

(注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

7 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当，退職手当

区分	高松市			国		
	(平成17年度支給割合)			(平成17年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
期末手当	6月期	1.4月分	0.7月分	6月期	1.4月分	0.7月分
		(0.75月分)	(0.35月分)		(0.75月分)	(0.35月分)
		1.6月分	0.7月分		1.6月分	0.7月分
勤勉手当	12月期	(0.85月分)	(0.35月分)	12月期	(0.85月分)	(0.35月分)
		3月分	1.4月分		3月分	1.4月分
	計	(1.6月分)	(0.7月分)	計	(1.6月分)	(0.7月分)
	職制上の段階，職務の級等による加算措置 有			職制上の段階，職務の級等による加算措置 有		

区分	高松市			国		
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
退職手当	勤続20年	21.0月分	32.76月分	勤続20年	21.0月分	32.76月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分

	その他加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 ( 2 % ~ 2 0 % 加算 ) ・ 定年前早期退職臨時特例措置 対象者を限定し特例措置に 1 2 % 割増 , 最高 3 0 % 加算 ( 1 4 年度 ~ 1 7 年度 ) 退職時特別昇給 無 1 人当たり 329 万 3 千円 2,880 万円 平均支給額	その他加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 ( 2 % ~ 2 0 % 加算 ) 退職時特別昇給 無 -
--	---	--

(注) 1 ( ) 内は, 再任用職員に係る支給割合である。

2 退職手当の 1 人当たり平均支給額は, 前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(2) 扶養手当, 住居手当, 通勤手当

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分	摘要	高松市	国
扶養手当	・ 配偶者	1 万 3,500 円	1 万 3,500 円
	・ 配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで	各 6,000 円	各 6,000 円
	・ 扶養親族でない配偶者を有する場合 1 人目	6,500 円	6,500 円
	・ 配偶者がいない場合 1 人目	1 万 1,000 円	1 万 1,000 円
	・ その他	各 5,000 円	各 5,000 円
	・ 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子	各 5,000 円加算	各 5,000 円加算
住居手当	・ 最高支給限度額	3 万 200 円	2 万 7,000 円
通勤手当	・ 最高支給限度額	運賃相当額	5 万 5,000 円

(3) 特殊勤務手当

特殊勤務 手 当  (17年4月)	職員全体に占める手当支給職員の割合		48.8%
	手当の種類(手当数)		34
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	研究手当
		多くの職員に支給されている手当	夜間特殊業務手当

8 特別職の報酬等の状況

(平成17年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	104万3千円	
	助 役	85万2千円	
	収 入 役	74万4千円	
報 酬	議 長	72万7千円	
	副 議 長	64万7千円	
	議 員	60万8千円	
期 末 手 当	市 長	6月期	1.6月分
	助 役	12月期	1.7月分
	収 入 役	計	3.3月分
手 当	議 長	6月期	1.6月分
	副 議 長	12月期	1.7月分
	議 員	計	3.3月分

(注) 給料の月額、いずれも給料の減額(市長:約7%,助役:約6%,収入役:約5%)後の額である。

3 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間

(平成17年4月1日現在)

開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
週 休 日	土曜日,日曜日
1週間の正規の勤務時間	40時間

(注) 職場等により,上記と異なる場合があります。



## 2 その他の勤務条件

### (1) 休暇

(平成16年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 3年	有給
		私傷病の場合 180日	
特別休暇(主なもの)	女性職員の出産	産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)・産後8週間	有給
	男性職員の配偶者の出産	2日	
	職員の結婚	7日以内	
	忌引	配偶者が死亡した場合(10日以内) 父母または養父母が死亡した場合(血族...7日以内,姻族...3日以内) 等	

(注) 上記以外に介護休暇等があります。

### (2) 育児休業制度

(平成16年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて4時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

## 4 分限および懲戒処分

### 1 分限処分の状況

(平成17年度)

内容	人数
休職	22人

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況 (平成17年度)

内 容	人 数
免職	0人
停職	1人
減給	2人
戒告	1人

5 服 務

営利企業等従事許可の状況 (平成17年度) 92件

(内訳)

・市町合併により、旧町職員のうち、消防団員であった者を合併後も引き続き消防団員に任命したことに伴う許可	89件
・その他	3件

6 研修および勤務成績の評定

1 職員の研修 (平成17年度)

区 分	修了者数
自 主 研 修	12人
職 場 研 修	180人
職 場 外 研 修	2,564人

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成17年4月1日現在)

実 施 日	平成17年12月1日			
対 象 者	職 種	全職種 (医師を除く。)		
	職 位	課長級以下の職員		
評 定 者		(第一評定者)	(第二評定者)	(最終評定者)
	課長級		部次長	部長
	課長補佐級	課長	部次長	部長
	係長級	課長補佐	課長	部次長
	一般職員	係長	課長補佐	課長

## (2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

## 7 福祉および利益の保護

### 1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。

この他、職員は各種の給付事業などを実施している（財）香川県市町村職員互助会および高松市職員共済会に、また、商品供給事業や取次事業などを実施している高松市職員消費生活協同組合に加入しています。

### 2 公務災害補償

公務災害等の認定状況（平成17年度）

公務災害	通勤災害	計
35件	7件	42件

### 3 措置要求・不服申立て

#### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

H16年度未継続件数	H17年度内要求件数	H17年度内処理件数	H17年度未継続件数
0件	0件	0件	0件

#### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

H16年度未継続件数	H17年度内要求件数	H17年度内処理件数	H17年度未継続件数
0件	0件	0件	0件